

令和 8 年度集団指導会に対する質問事項

No.	サービス種別	基準種別	質問	回答	根拠条文等
1	居宅介護支援事業所	その他	今までサービス事業者への提供票、別票の依頼やサービス事業者からの実績の受け取り等、お互いに署名・押印をしていたが、ケアプランデーターシステムの導入にあたり、交付が確認できる文書はないが、どうしたらよいのでしょうか。	システム上でデータの送信完了やダウンロード状態（受領履歴）が記録・保存されるため、従来のように紙に署名・押印した受領書や受領確認印入りの書面を別途作成・保管する必要はありません。 ケアプランデーター連携システムを通じて電磁的にサービス提供票を送信・受領することで、「交付」および「受領」が行われたものと整理いたします。 そのため、ケアプランデーター連携システム内の送受信履歴をもって、交付・受領が行われた記録として認めます。	（参考） ケアプランデーター連携標準仕様Q&A（2023年10月版） Vol.1 177 令和 5 年10月 6 日